

第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

～未来に向かって 子ども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼～

子育て支援施策の推進と、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現することを目的として、平成27年に、子ども・子育て支援法に基づき、魚沼市子ども子育て支援事業計画を策定しました。

この計画期間が令和元年度末で終了することから、前計画を引継ぎ、子どもと子育て全般に対する支援をさらに発展させていくために新たな計画を策定しましたので、概要をお知らせします。

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすく
ジャパン!



魚 沼 市

■基本理念

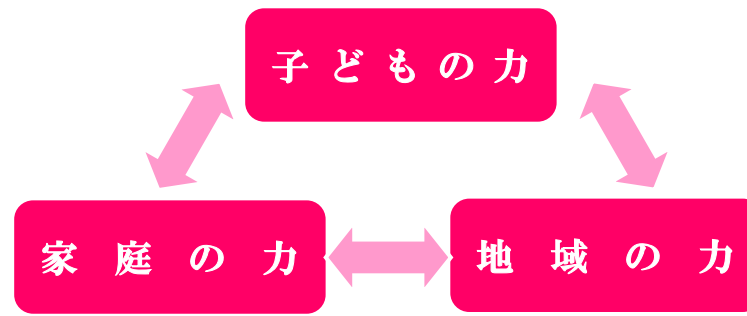
未来に向かって子ども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼

■基本的な視点

子どもの力=幸せな生き方を切り開く力

家庭の力=家庭で子どもを育む力

地域の力=地域の中で子ども・子育てを支えあう力



■計画の方向性

- ◆子どもの最善の利益が実現され、すべての親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようなまちを目指します。
- ◆子どもが社会の一員として、自立し成長していけるようなまちを目指します。
- ◆少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て環境が変化している中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つよう、地域全体で子育て家庭を支えあえるようなまちを目指します。

現状と課題

人口の減少・家庭環境の変化

- ◆少子高齢化、核家族化の進行
- ◆子育て世帯数、割合の減少
- ◆ひとり親世帯の増加
- ◆共働き世帯の増加

子育て支援事業の主な課題

- ◆保育園における未満児の増加と保育士の確保
- ◆1号認定（幼稚園等）の施設の確保
- ◆放課後児童クラブの開所時間の延長や日曜日・祝日の開所
- ◆出産や子育てにかかる経済的支援の充実
- ◆仕事と育児を両立させるための職場環境の充実

子ども・子育て支援ニーズ調査結果

本計画の策定に向けて、就学前児童と小学生の保護者全員を対象に、平成30年度にニーズ調査を実施しました。調査結果の一部を紹介します。

- ◆就学前児童の母親の就労率73%、小学生児童の母親の就労率90%で、いずれも5年前調査より高い。
- ◆就学前児童の73%が定期的な教育・保育事業を利用しており、うち90%が週5日間の利用
- ◆子育てに関して市に望むことの上位は、親子連れで楽しめる場所の整備65%、子ども医療費や児童手当の充実55%、安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備43%

子ども・子育て支援事業の内容と今後の方向

<p>1. 利用者支援事業</p> <p>保育園、こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等を円滑に利用できるように、支援を行う事業です。今後も子どもや保護者からの相談や利用に必要な情報提供、助言を行い、関係機関との連絡調整等を図っていきます。</p>	<p>2. 地域子育て支援拠点事業</p> <p>子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談等をはじめ、地域の子育てサークル活動を支援していきます。今後も継続して子育て支援センターの機能強化を進めながら、本センターから遠隔な地域については、各保育園・幼稚園などで子育て支援体制の充実を図りながらサービスの提供に努めます。</p>	<p>3. 妊産婦健診事業</p> <p>妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援の一環として、妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。今後も健診助成を実施し、母体や胎児の健康状態の確認や妊娠や子育ての不安解消に努めます。</p>	<p>4. 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行っています。今後も支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、母子の孤立を防ぎ適切な支援につなげていきます。</p>
<p>5. 養育支援訪問事業</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。今後も関係機関と連携し、支援につなげていきます。</p>	<p>6. 子育て短期支援事業</p> <p>保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護する事業です。本市が実施施設を単独で開設することは現実的ではないと考えますが、今後のニーズを把握する中で、ファミリー・サポート・センター事業等、類似の機能を持つ事業による対応の可能性を含め検討していきます。</p>	<p>7. ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。利用実績が少ないことから、事業内容の効果的なPRや、より利用しやすい環境を整えるため制度の見直しを検討し、子育て支援事業の選択肢の一つとして充実するよう努めます。</p>	<p>8. 一時預かり事業</p> <p>保護者の社会参加や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です。保育士の確保が課題ではありますが、保護者の利用希望に沿いながら、今後も一時的に保育が困難な就学前児童について、適正な支援に努めていきます。</p>
<p>9. 延長保育事業</p> <p>保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。身近な地域でサービスの提供を受けられるよう職員確保に努め、適正な実施サービスの確保に努めます。</p>	<p>10. 病児保育事業（病児病後児保育）</p> <p>病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。今後も魚沼市立小出病院と連携し継続して実施します。</p>	<p>11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</p> <p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。今後も継続していくとともに、職員のキャリアアップや研修などを充実させ、保育の質の向上を図っていきます。</p>	<p>12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>保育園、幼稚園、認定こども園等において実費徴収を行うことができるとされている副食費の費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象の一部を補助する事業です。本市では、満3歳以上のすべての子どもの副食費の費用について補助を行っており、今後も継続していきます。</p>

教育・保育提供区域の設定

保護者の生活スタイルの多様化に伴い、現在、本市での幼稚園、保育園等の利用は、旧町村に関係なく市内全域で広域的な利用があることなどから、教育・保育提供区域は本市全域を1区域として設定します。

幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

これまでの教育・保育の利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ、人口推計、施設の配置状況、市の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「必要利用定員総数」を設定します。

■教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）

計画年度 及び 認定区分	1年目 (R2)				2年目 (R3)				3年目 (R4)				4年目 (R5)				5年目 (R6)						
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号				
			1,2 歳	0 歳			1,2 歳	0 歳			1,2 歳	0 歳			1,2 歳	0 歳							
①量の見込み (必要利用定員総数)	62	618	307	83	61	589	289	81	60	560	282	79	59	531	276	77	57	508	270	76			
②確保の内容	特定 教育 施設		認定 こども 園	15	45	20	5	15	45	20	5	60	95	65	15	60	95	65	15	60	95	65	15
	幼稚園		105				105				105				105				105				
	保育園			798	297	80		798	297	80		703	252	70		703	252	70		703	252	70	
	従来型幼 稚園		120				120																
	地域型保 育				15	5			15	5			15	5			15	5			15	5	
②-①	178	225	25	7	179	254	43	9	105	238	50	11	106	267	56	13	108	290	62	14			

※認定区分のうち「1号」は、満3歳以上で就学前の保育の必要がない児童を指し、「2号」は満3歳以上で、「3号」は満3歳未満で、保育の必要性があると認定された児童を指します。

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

平成30年度に実施したニーズ調査結果では、認定こども園、幼稚園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心がうかがえます。本市では、幼保連携型の認定こども園として「すもんこども園」がありますが、まずは既存の施設の有効利用を図ることを第一とし、既存施設からの認定こども園への移行について検討を行います。

また、適正な就学に向けて検討などを行う「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、各年齢で生じる様々な問題等に対し、一貫した指導が行えるよう、情報交換などによる課題を共有するほか、職員及び関係者の共通理解を図ります。

お問い合わせ先 魚沼市教育委員会事務局（子ども課）

（令和2年 月 日まで）

〒949-7494 新潟県魚沼市堀之内 130 番地（堀之内庁舎）

電話：025-794-6027 電子メール：kosodate@city.uonuma.lg.jp

（令和2年 月 日から）

【令和2年3月発行】